

ご注意！

競争参加資格における「中小企業」と 賃上げ加算措置における「中小企業」 は異なります。

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」につきまして、入札説明書に記載の「中小企業」の定義は下記の通りですので申請の際にはご留意願います。

記

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置における「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

※競争参加資格において「中小企業者」を求める場合は、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項第1号に規定するものをいい、**上記の「中小企業」とは異なります。**

賃上げの加点措置申請は、法人税法に基づく「大企業」と「中小企業等」で申請様式が異なりますので、申請の際は入札説明書「競争参加資格の確認等」の項目をよくご確認の上、注意して下さい。

本件に関する連絡先

近畿地方整備局 総務部 経理調達課 電話：078-391-7576

（管内各事務所の発注については以下の連絡先にお問い合わせください）

舞鶴港湾事務所 総務課 電話：0773-75-0844

大阪港湾・空港整備事務所 総務課 電話：06-6574-8561

神戸港湾事務所 品質管理課 電話：078-333-2550

和歌山港湾事務所 総務課 電話：073-422-8186

神戸港湾空港技術調査事務所 総務課 電話：078-331-0057



ご注意ください！！



社会保険等未加入企業は 一次下請になれません！！

❌ 以下の事項を必ずご確認ください！ ❌

✓ ①国土交通省直轄工事では社会保険等^(※1)未加入建設業者^(※2)との
一次下請契約は原則的に禁止です！

→契約違反の場合は制裁金の請求等が行われます。

(※1)雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のすべてをいいます

(※2)これらの保険が「適用除外」となる方を除きます

＜例外的に契約締結が認められる場合＞

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、これらを有する業者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事が困難となることが明らかな場合です。

一方、以下の場合、例外に該当しないと考えられます。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

→元請業者の方は、契約締結が可能かどうかについては、あらかじめ発注者に相談することができます。

✓ ②一次下請契約を締結する前に、相手方の社会保険等の加入状況を
チェックして下さい！！

＜具体的なチェック方法の例＞

- ✓・経営事項審査総合評価値通知書の写しを**チェック！**
- ✓・保険料の領収済通知書等関係資料の写しを**チェック！**
- ✓・【雇用保険】
厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイトで**チェック！**

http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D

- ✓・【健康保険及び厚生年金保険】
各年金事務所備え付けの、当該年金事務所が管轄する健康保険及び厚生年金保険適用事業所の「適用事業所一覧表」で**チェック！**

～詳細は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参照して下さい～

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html



✓ ③二次以下の下請業者を含むすべての社会保険等未加入建設業者
については、会社名等が建設業許可部局に通報されます！！

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続において、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

近畿地方整備局港湾空港部が発注する案件では電子調達システム（政府電子調達：GEPS）、電子入札システム及び電子契約システムを利用する場合は、電子入札・電子契約が可能となっておりますので積極的にご利用ください。詳細は下記のサイト及び各案件の入札説明書等をご確認ください。

（工事・業務）

- ・電子入札システム <https://www.e-bisc.go.jp/>
- ・電子契約システム <https://www.gecs.mlit.go.jp/>

（工事・業務以外）

- ・電子調達システム（政府電子調達：GEPS） <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

2. 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について

（1）押印を省略できる書類

- ① 請書
- ② 見積書
- ③ 請求書
- ④ その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類
（例：競争参加資格確認申請書、参加表明書等）

（2）押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先を必ず記載してください。

※電子申請される場合は『担当者』の氏名及び連絡先のみで結構です。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

（3）本件取扱開始日

本取扱いは、令和3年1月1日以降に契約続きを開始（入札公告、公示、見積依頼等）する調達案件について運用を開始します。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

近畿地方整備局総務部経理調達課

電話：078-391-7576

- ・競争参加資格確認申請書、参加表明書等入札手続きに関するもの：契約管理係
- ・請書、見積書、請求書に関するもの：調達係

(管内各事務所の発注については以下の連絡先にお問い合わせください)

舞鶴港湾事務所総務課

電話：0773-75-0844

大阪港湾・空港整備事務所総務課

電話：06-6574-8561

神戸港湾事務所品質管理課

電話：078-333-2550

和歌山港湾事務所総務課

電話：073-422-8186

神戸港湾空港技術調査事務所総務課

電話：078-331-0057

技術資料等アップロードシステムの導入について

国土交通省近畿地方整備局（港湾空港部）においては、令和3年1月12日から入札公告を行う案件（工事・業務）について、技術資料等アップロードシステムを導入しております。つきましては、大変お手数おかけしますが、こちらのシステムのご利用をお願いいたします。

技術資料等アップロードシステムとは

技術資料等アップロードシステム（以下、アップロードシステム）は、電子入札システムにて応札者から発注者へ申請書を提出する際に添付するファイルのアップロード機能、ダウンロード機能を提供するシステムです。発注者・応札者ともに資料の保存期間内であればアップロードシステムからダウンロードすることが可能です。本システムを利用して、添付資料を提出する場合は、1回の添付につき10ファイルまでで、10ファイルの合計サイズが10MBまでとなります。

詳しくは下記リンクにございます。

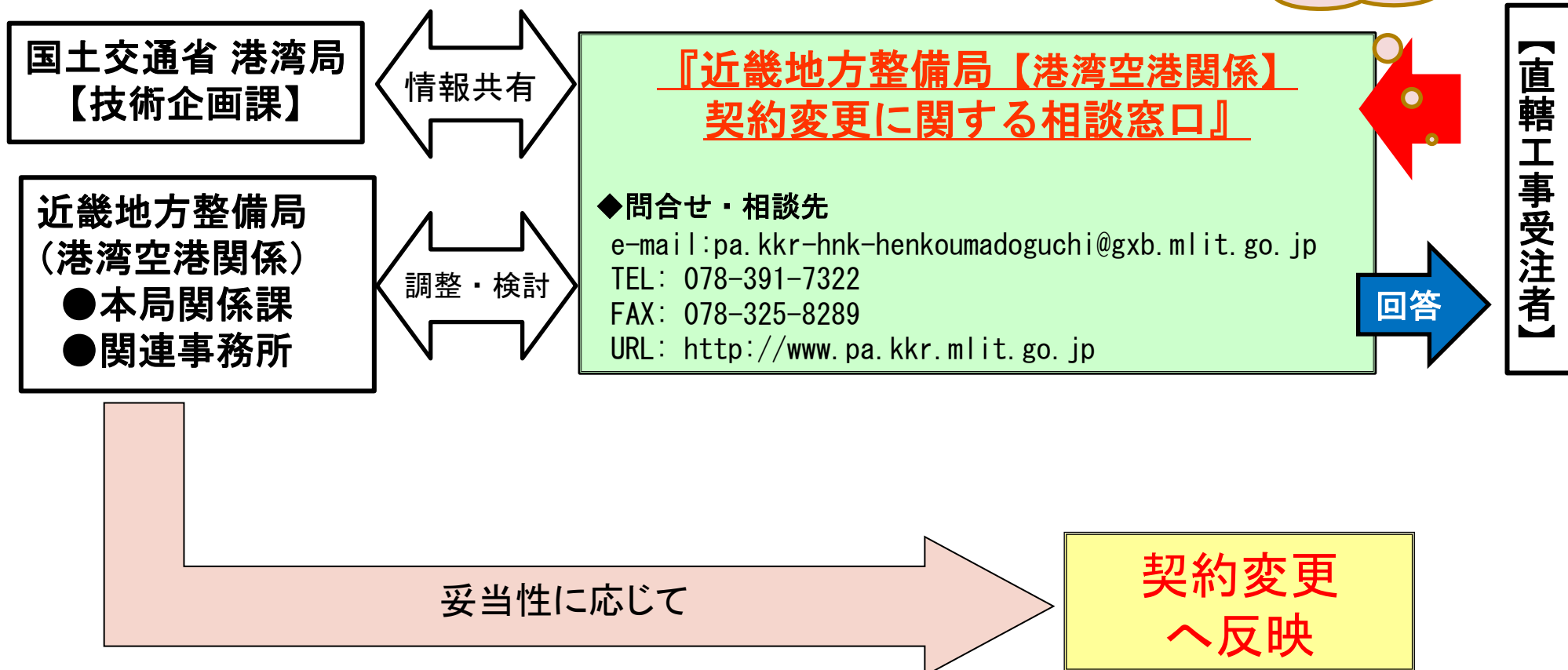
「技術資料等アップロードシステム_操作マニュアル（受注者側）」をご確認ください。

https://ebwww.midmlit.local/pdf/sousa/kouji/upload/upsousa_j.pdf

近畿地方整備局 契約変更に関する相談窓口の設置

- ◆円滑な変更協議に資するため、直轄工事受注者(港湾空港関係)からの問合せや相談への対応を行うため、変更契約に関する相談窓口を本局(港湾空港部)に設置しました。
- ◆問合せ・相談は、下記のメールアドレス宛に提出して下さい。
- ◆相談窓口の対象工事は、港湾空港関連(本官・分任官)工事です。
- ◆問合せ・相談は、問合せのあったメールアドレス宛に回答します。

書面による
問合せ・相談



電子契約システムの導入について

国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係)においては、令和元年8月1日から入札公告等を行う調達案件(工事及び業務)について、電子契約システムによる手続きを開始いたしました。

参加をご希望される案件が電子契約システムの対象案件であるかについては、各案件の説明書等をよくご確認ください。

ご利用にあたっては、以下に記載の内容もご確認をお願いいたします。

1. 国土交通省電子入札システムのICカードをお持ちの方

現在、国土交通省電子入札システムのICカードをお持ち方は、電子契約システムにおいても引き続きICカードを使用することができますので、電子契約システムのポータルサイトにアクセスしてマニュアルを参照のうえ、電子契約システムへの登録手続きを行って下さい。

<https://www.gecs.mlit.go.jp/>

2. 新たに電子契約システムを利用したい方

電子契約システムを新たに使用するためには、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの環境を整え、電子証明書を取得する必要がありますので、以下のURLにアクセスして電子証明書の取得を行って下さい。

<https://www.gecs.mlit.go.jp/index2.html>

3. 紙契約方式での手続きを希望される方

紙契約方式承諾願いを提出することにより、紙契約方式での手続きを行うことができます。

4. 問い合わせ先

①電話による問合せ(受付時間:開庁日8:30~18:30)

政府電子調達(GEPS)内の「お問合せページ」に記載の電話番号への問合せ

TEL: 0570-014-889

②メールによる問合せ(24時間受付)

政府電子調達(GEPS)内の「お問合せページ」の問合せフォームからの問合せ

③FAXによる問合せ(24時間受付)

政府電子調達(GEPS)内の「お問合せページ」に記載のFAX番号への問合せ

FAX:017-731-3178



政府電子調達(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和4年5月9日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いが開始されます。電子化の対象となる保証証書等は以下のとおりです。具体的な取扱いは保証事業会社もしくは損害保険会社に確認の上、手続きを行ってください。

電子化の対象となる保証証書等

契約の保証

- ①契約保証証書
②公共工事履行保証証券
履行保証保険証券

(引受先：保証事業会社)

(引受先：損害保険会社)

前払金保証
(中間前払金含む)

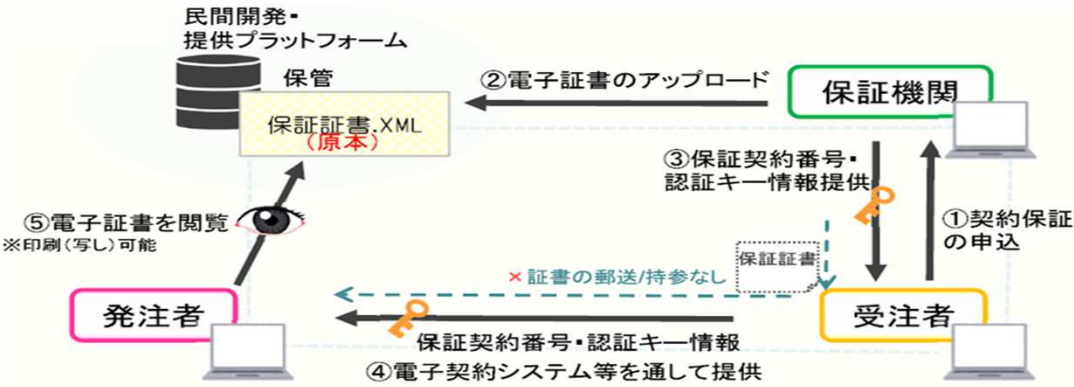
- ③前払金保証証書※

(引受先：保証事業会社)

※③前払金保証証書については、原則、電子による取扱いとしてください。

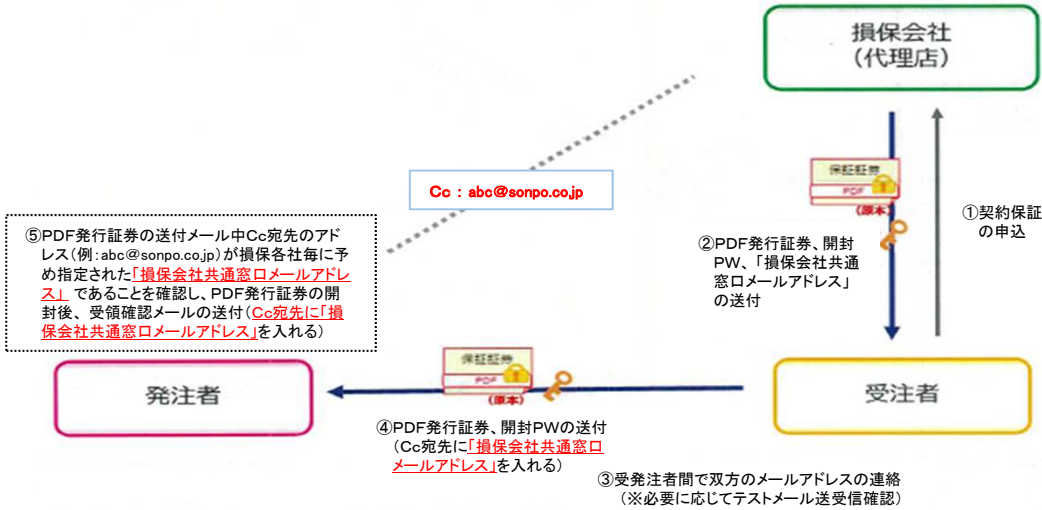
電子化による取扱いのイメージ

保証事業会社が引受先の場合



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより専用システム（D-Sure）にアクセスし、保証内容を確認します。

損害保険会社が引受先の場合



受注者は損保会社より発行された「電子保証証券（PDFファイル）」と「開封パスワード」を発注者に提出し、発注者は開封確認後、受領確認メールを発信します。（損保会社にもcc送信）（注意：損害保険会社ごとで取扱いが定められるため、上記例示とは異なるフローとなる場合があります。）